

令和5年度 介護保険料のお知らせ

介護保険料の納め方は、介護保険法に基づき、受給している年金の額等の理由により、**普通徴収**と**特別徴収**に分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

※受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象になりません。

普通徴収

年金が年額 **18万円以下**の方



【納付書】や【口座振替】で

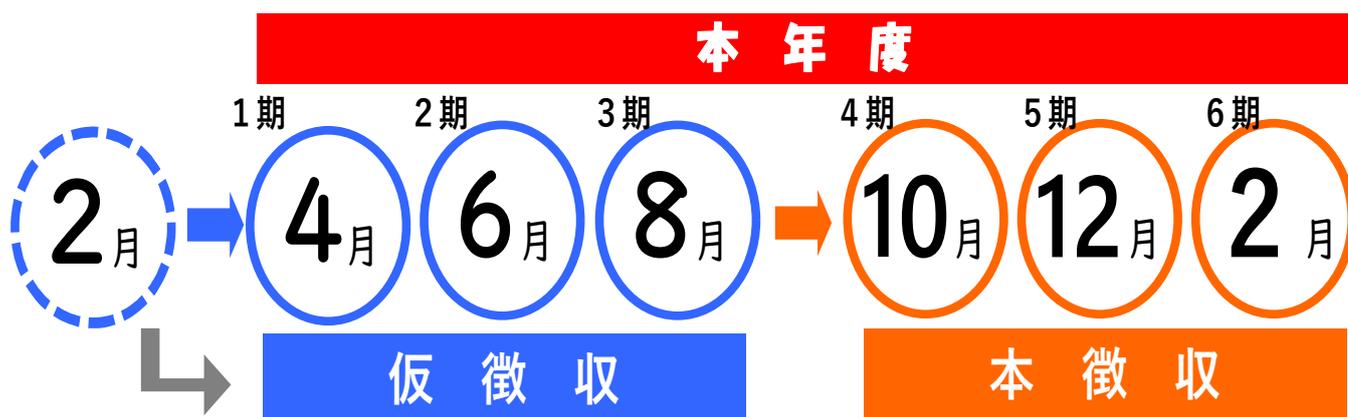
各自納めます



市町村申告により、介護保険料が決定され、通知書が送付されます。

特別徴収

年金が年額 **18万円以上**の方 → 年金から【天引き】になります



※ 年額18万円以上の方でも、納付書で納めていただく場合もございます。

介護保険料は3年を1期とする介護保険事業計画にて決定します。

令和3年度より第8期介護保険事業計画期間となり、保険料の基準額が引き下げられました。

(裏面に保険料の一覧があります。)

(裏面)

所得段階	対象者	月額保険料	令和3年度～ 令和5年度年間保険料
第1段階	○生活保護を受けている ○世帯全員が住民税非課税 ○合計所得金額+課税年金収入額 =80万以下	1,800円	21,600円
第2段階	○世帯全員が住民税非課税 ○前年の合計所得金額+課税年金 収入額が80万円超120万円以下 の人	3,000円	36,000円
第3段階	○世帯全員が住民税非課税 ○前年の合計所得金額+課税年金 収入額が120万円超の人	4,200円	50,400円
第4段階	○世帯の誰かに住民税が課税されて いるが本人は住民税非課税 ○前年の合計所得金額+課税年金 収入額が80万円以下の人	5,400円	64,800円
第5段階 (基準額)	○世帯の誰かに住民税が課税されて いるが本人は住民税非課税 ○第4段階以外の人	6,000円	72,000円
第6段階	○本人が住民税課税 ○前年の合計所得金額が 120万円未満の人	7,200円	86,400円
第7段階	○本人が住民税課税 ○前年の合計所得金額が 120万円以上210万円未満の人	7,800円	93,600円
第8段階	○本人が住民税課税 ○前年の合計所得金額が 210万円以320万円未満の人	9,000円	108,000円
第9段階	○本人が住民税課税 ○前年の合計所得金額が 320万円以上	10,200円	122,400円

徴収月の関係上、特別徴収の場合は2か月分、普通徴収の分は約3か月分の保険料額が記載されていますので、
ご注意ください。

※ 年度途中で転入された方は、前住所地に所得照会を行いますので、保険料額が増減する可能性があります。
ご不明な点があれば下記までお問い合わせください。

【介護保険料に関する問い合わせ先】

伊仙町役場 地域福祉課 介護保険係 ☎ 0997 - 86 - 3111 内線 (64)